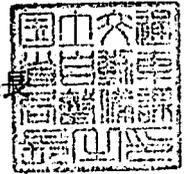




国自整第306号の2
令和2年3月3日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症対策のための整備主任者研修等の受講義務に係る
取り扱いについて

平素より国土交通行政への理解と協力をいただいておりますこと、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団感染防止の観点から、不特定多数の者が集まる研修等について実施の延期等の措置を講じているところです。

このため、下記の研修について、開催を令和2年4月以降に実施するとともに、今般の開催延期を受けて令和元年度中に該当者に研修を受講させることができなかつた事業者について、行政処分の対象としないこととするよう、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので通知いたします。

本通知に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

記

- 1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の2の2第1項第6号において、自動車分解整備事業者に対して義務を課している、整備主任者研修
- 2) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第14条において、指定自動車整備事業者に対して義務を課している、自動車検査員研修

国自整第306号
令和2年3月3日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

新型コロナウイルス感染症対策のための整備主任者研修等の受講義務に係る取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、集団感染防止の観点から、不特定多数の者が集まる研修等について実施の延期等の措置を講じているところである。

このため、下記の研修については、開催を令和2年4月以降に実施するとともに、今般の開催延期を受けて令和元年度中に該当者に研修を受講させることができなかった事業者について、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け国自整第127号）によらず、行政処分の対象とはしないよう取り扱うこととされたい。

なお、本通達については、別紙のとおり関係団体宛通知していることを申し添える。

記

- 1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の2の2第1項第6号において、自動車分解整備事業者に対して義務を課している、整備主任者研修
- 2) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第14条において、指定自動車整備事業者に対して義務を課している、自動車検査員研修